

提供日 2026/06/19
タイトル 建設業を営む者に関する営業停止処分
担当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連絡先 建設業班 望月
TEL 054-221-3058



建設業を営む者に関する営業停止処分

- 1 処分を受けた者**

商号 新和電気工業株式会社
所在地 静岡県田方郡函南町肥田326-2
許可番号 なし
- 2 処分内容**

建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
※「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事」以外の建設工事をいう。
- 3 営業停止期間**

令和8年7月3日～令和8年7月12日（10日間）
- 4 処分理由**

新和電気工業株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、複数の請負契約を締結した。
また、過去の許可通知書の写しを改ざんし、あたかも真正な許可通知書の写しに装い元請け業者に提出した他、架空の建設業許可番号を記載した見積書等を作成し提出していた。
このことは、建設業法第3条第1項に違反し、第28条第3項に該当するものと認められることから静岡県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準により、10日間の営業停止処分を行う。

